

公共放送ワーキンググループ (第10回)

説明資料 (これまでのご説明の補足)

必須業務として想定する業務範囲について

・現時点で想定する必須業務の基本は、「放送の同時配信・見逃し」と「報道サイト」

理解を容易にするため、以下は、現在の基幹サービスである「NHKプラス」「NHK NEWS WEB」をベースに記述

NHK+

● 常時同時配信・見逃し番組配信サービス

- 各地域のコンテンツもスマホなどで視聴可能
- 利用者に対価を求めず、現在は受信契約者本人と、本人と生計を同一にする方のみが視聴可能
- テレビを保有していないインターネットのみの利用者は視聴不可

⇒以下のような価値を提供

- ・ いつでも どこでも公共放送の番組を視聴可能
- ・ 地域理解促進、異なる考え方を発見



報道サイト(同内容のアプリ提供も想定)

- 動画配信、記事等
- 社会・気象/災害・科学/文化・スポーツなど、放送同様の情報を提供
- 様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能

⇒放送同様、以下のような価値を提供

- ・ 公平・公正で信頼できる情報を取得
- ・ 世の中で議論となっている事象・問題を把握

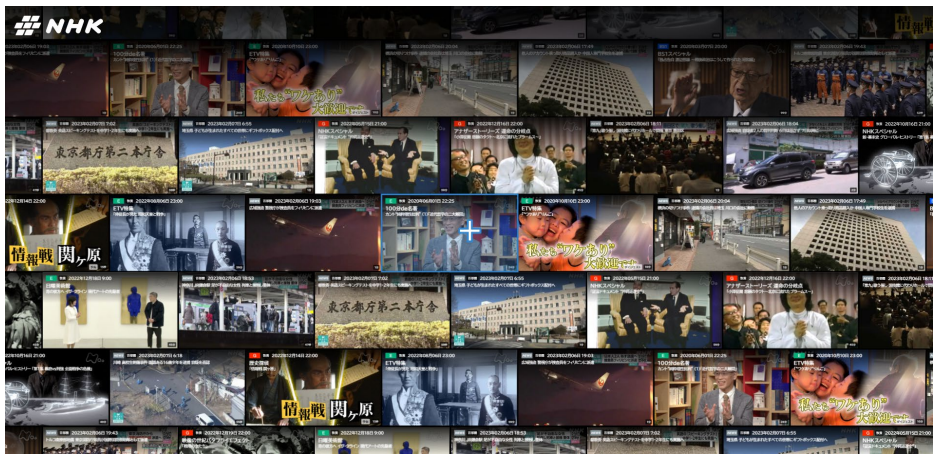


NHK NEWS WEB 等を再整理したものを想定
(放送と**同一の情報内容**の多元提供)

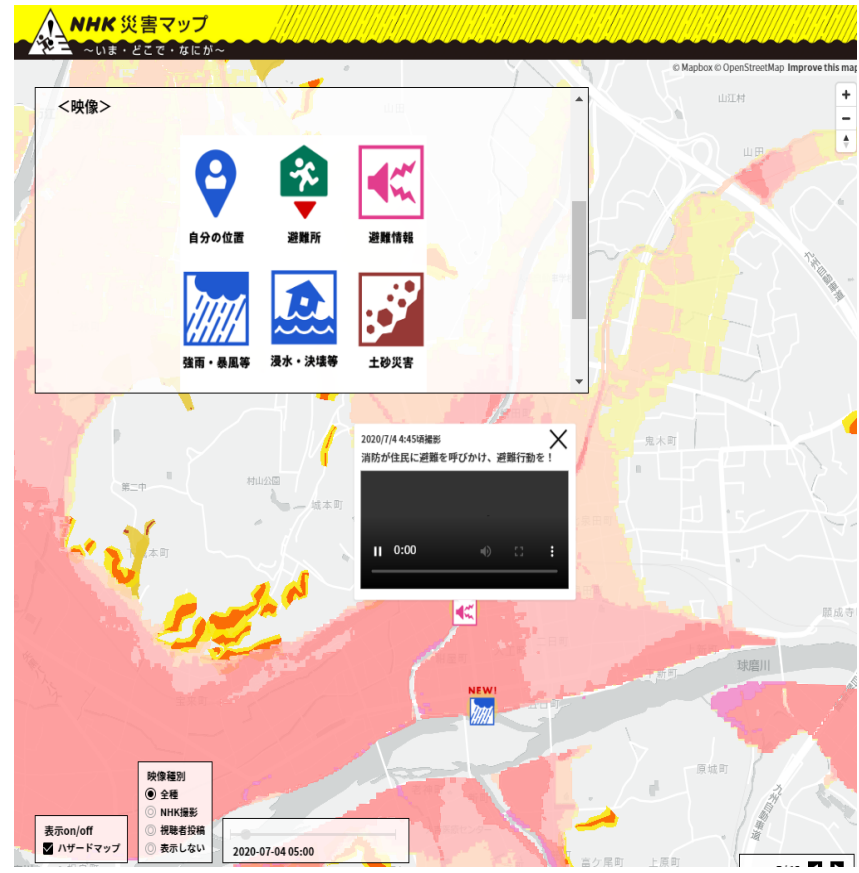
必須業務として想定する業務範囲について

- ・その他は、社会実証でお示した「災害マップ」「一望・連続再生」「フェイクニュース対応」等を限定的に提供することを想定
(新規サービスについては、**多元性確保の確認のため**、“競争評価”等のプロセスを経て追加する想定)

(理解を容易にするため、社会実証の結果をベースに記述)



- ・ 一望・連続再生
放送の“見せ方”を、ネット時代に合わせ、かつ、公共放送に求められる多様性確保を追求したもの



- ・ 災害マップ
放送への活用も前提となる、災害報道の高度化
(放送と目的、価値は同様)

現在の規律(「NHKインターネット活用業務実施基準」(総務大臣認可))

第2条 この基準における用語は、次の各号の定義に従うものとする。

一 放送番組

放送をする事項の種類、内容、分量および配列

二 理解増進情報

日本放送協会（以下「協会」という。）が放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（放送番組または当該情報を編集したものを含む。）

三 放送番組等

協会が放送したまたは放送する放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報

(理解増進情報の提供に係る基本原則)

第5条 理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

一 放送番組を周知・広報するもの

二 放送番組等を再編集したもの

三 放送番組の内容を解説・補足するもの

四 放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの

五 協会が放送した放送番組（以下「既放送番組」という。）の一部を編集したもの
または当該放送番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの

六 その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報

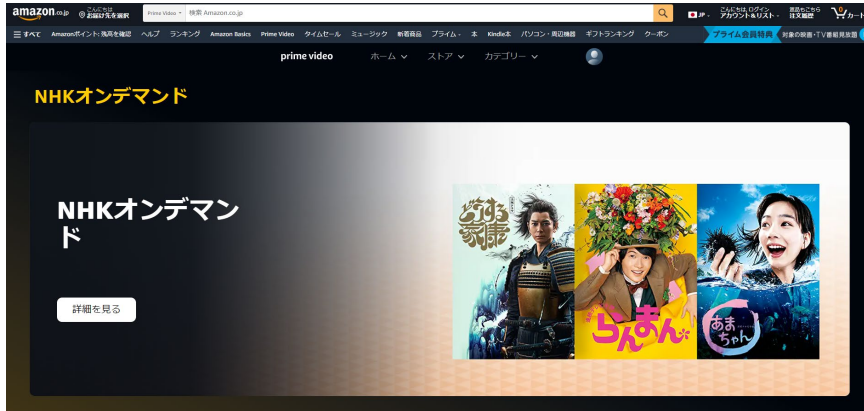
- あくまで個別サービスの内容、提供の実態で判断されるものであるが、インターネット業務が必須となった際には、上記のように規定される現在の放送番組に対する「理解増進情報」は必然的に再整理され则认为している。
- インターネット業務が放送同様のミッションになる以上、付加的な情報によって、放送への“誘引”効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはないと考えている。

➡放送からだけ情報を得る方も、ネットからだけ情報を得る方も、等しく「NHKの提供する価値」を享受いただくよう努める義務を負うのが、“必須業務化”だと理解している(公平性、同等性)

今後の再検討のイメージ

- インターネットの個々のサービスでは、本来ミッションのそのままと受け止められる、放送番組丸ごとの提供や災害報道、放送番組そのものの広報、付加的な情報によって放送への誘導を図る内容等が、必然的に混在してコンテンツを形成している。
- インターネット業務が放送同様のミッションになる以上、付加的な情報によって、放送への“誘引”効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはないと考えており、放送と同一の情報内容をネットの特性に合わせて提供することに注力することになるため、「“純化”されていく」と称しているところ。
(テキスト情報についても、放送と同一の情報内容のもの、ネットの特性に合わせたものを提供することが基本となる。)
- そのため、2頁では、現在の「NHK NEWS WEB」という書き方ではなく、「報道サイト」としている。
(アプリについても、同内容を提供することが基本となる)

- 「NHKオンデマンド」については、市場競争に配慮しつつ、有料アーカイブ事業として継続・強化すべきと考えている。
(収支差が生じた場合は、よりロングテールのアーカイブコンテンツについて提供を強化する等、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与していく)



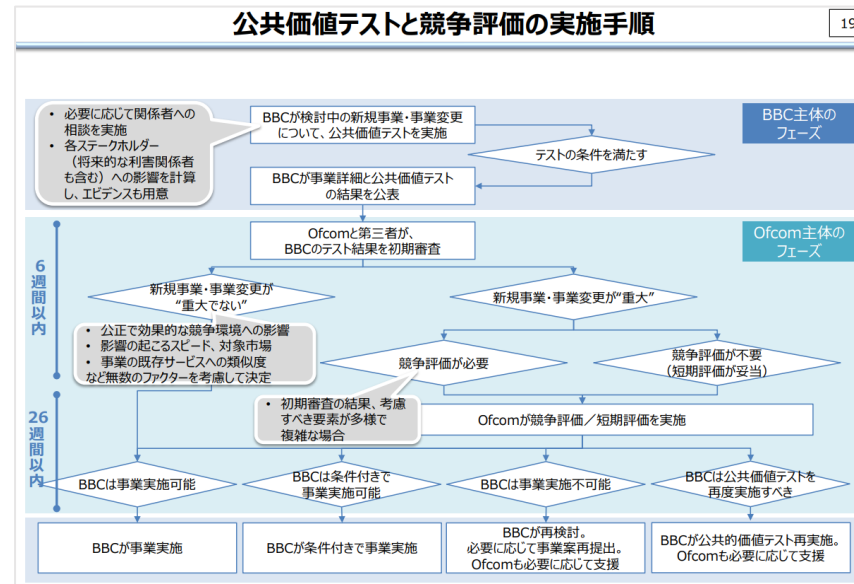
出所: Amazon サイトから引用



- その他の提供形態については、市場流通が確立している場合は、子会社経由等の有料提供が原則と考えている。

“競争評価”プロセス(多元性確保の確認)について

- 3頁に記載したように、今回提示した「必須業務」範囲想定外の新規サービスを開始する場合には、市場影響等について、**欧州同様の審査のうえ、適否を判断すべき**ものと考えている(下記はイギリスBBCの事例)。
- この事前審査、パブリックコメント等を経てから、各年度の予算・事業計画に盛り込むことを想定している。



- 主体は、**経営委員会の監督のもと、情報空間全体のステークホルダーの状況も理解する専門家からなる委員会**を想定(任命、プロセス等を適切に整備することで執行部からの独立性、他の伝統メディアの意見提出機会等を確保する)
*市場調査の手法等については、現在設置している「インターネット活用業務審査・評価委員会」の知見が活用できると考える
- また、英BBC等で行われているように、**数年に一度、全体状況の変化に合わせた競争レビューを行うべき**とも考えている。 7

NHK